

s e n e r 投資被害対策弁護士参加申込のご案内

第1 参加申込手続の流れ

参加申込の流れは、概要以下のとおりです。

- 1 申込書類一式を入手し、必要事項を記入していただくとともに、証拠書類を準備して下さい（当該作業の要領については、本書面第2「各申込書類への記載方法及び提出していただく証拠書類について」を参照して下さい。）。申込書類一式の内訳は以下のとおりです。

【申込書類の内訳】

- ①委任契約書 2通
- ②訴訟委任状 5通
- ③出入金一覧表（紙媒体の郵送及びメール添付による提出双方必須） 1通
- ④s e n e r 投資被害対策弁護士参加申込書 1通
- ⑤s e n e r 投資被害事情説明書
（紙媒体の郵送及びメール添付による提出双方必須） 1通
- ⑥本件に関してお持ちの証拠書類一式（原則として原本） 一式
- ⑦被害金額を証明する資料（原則として原本） 一式
- ⑧身分証明書写し 1通
- ⑨申込者の戸籍謄本（未成年者のみ） 1通
- ⑩商業登記簿謄本（法人のみ） 1通
- ⑪返信用封筒（82円切手を貼付したもの） 1通
- ⑫申込手続チェックリスト 1通

上記各書類のうち、①～⑤及び⑫は、弊所ブログよりデータをダウンロードして下さい。③及び⑤については、それぞれの「記載例」のPDFファイルも併せてダウンロードして下さい。

⑥～⑪は、ご自身で用意してください。

- 2 申込書類一式を、**平成29年8月10日（木曜日）必着で**、当弁護団事務局宛に郵送して下さい。封筒の表に「sener投資被害対策弁護団参加申込書同封」と赤字で記載してください。

電子メールによる提出が必要な書類については、メールによる提出も併せて行って下さい。メールで申込書類を送付する際には、件名を「sener参加申込、漢字氏名」とし、メール本文には何も記載しないでください郵送先及び送信先メールアドレスは以下のとおりです。

【郵送先】

〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館地階 あおい法律事務所
sener投資被害対策弁護団事務局

【送信先メールアドレス】

sener-bengodan@aoi-law.com

- 3 当弁護団事務局において、提出していただいた申込書類一式を精査します。不備がない場合には、当弁護団事務局から着手金当の通知メールを送信しますので、同メールの受信を確認してください（申込書類一式到着後1週間程度を目処に同メールを送信する予定ですが、証拠書類の量や被害状況などの個別事案により、日数は前後します）。なお、携帯電話でメールを受信される場合には、必ずPCからのメール受信ができる設定にしてください。当該設定をしていないことにより当弁護団からのメールを受信できなかったとしても、当弁護団からのメール発信をもって、当該メールが到達したものとみなします。

4 3のメールを確認した上で、同メール記載の着手金額を当弁護団指定の銀行口座まで送金してください（銀行口座については、本書面第3「着手金の支払方法について」を参照して下さい。なお、着手金額は当弁護団で検算致しますので、ご自身で算出いただいた金額と異なる場合があります）。

なお、当弁護団が3記載のメールを送信してから5日以内に、当弁護団事務局において着手金の着金確認ができない場合には、個別にメール（場合によっては電話）で連絡いたします。連絡が付かない場合には、当弁護団への参加を辞退されたものとみなします。

5 当弁護団への参加者確定後、参加者全員に一斉メールを送信致します。このメールが受信できなかった方は、当弁護団事務局までご連絡ください（受信できた方については、連絡は不要です）。今後当弁護団からのお知らせは、原則としてメールにて行いますので、必ず受信確認をお願い致します。

同メールの受信確認をもって、参加申込手続完了となります。

第2 各申込書類への記載方法及び提出していただく証拠書類について

1 はじめに

当弁護団に参加されるには、以下2乃至13の記載要領に従って申込書類一式へ必要事項を記入していただいた上、当弁護団事務局に提出していただく必要があります。また、送付していただいた申込書類を当弁護団において精査した上で、申込書類の必要事項の記載に不備があり、本件に関する被害回復を開始することが困難であると判断した場合には、申込を受付けず、お断りする場合があります。

以下2乃至13の記載要領をよくお読みいただき、できる限り詳細・丁寧に申込書類に記入して下さい。

2 委任契約書

(1) 2通をA4版横向きでプリントアウトしていただき、よくお読みいただき十分納得いただいた上で、別紙「委任契約書記載例」を参考に、2通とも日

付，住所，氏名を記入し，氏名右横に押印してください。押印は認印で結構です（三文判は可，シャチハタ及びゴム印不可）。

※氏名の漢字は正確にお書きください。「渡邊」を「渡辺」と記載したり，「齋藤」を「斎藤」と記載するなど，簡易体で記載しないでください。また，出来る限り丁寧にお書きください。

(2) 委任契約書第5条1項記載の2つの報酬体系のうち，どちらかを選択した上，チェックをつけてください。なお，報酬体系については，次の2通りです（いずれも消費税込）。

ア 着手金を5万4000円，成功報酬を現実に被害回復できた金額の27パーセントとする体系。

イ 着手金をあなたの被害金額の3.24パーセント+5万4000円，成功報酬を現実に被害回復できた金額の10.8%とする体系。

(3) 未成年者が参加を申し込む場合

親権者である両親双方の同意が必要です。ただし，離婚，死別等により親権者がお一人の場合は，親権者一名の同意で結構です。住所，氏名欄には未成年者本人が署名捺印し，その下の余白部分に下記のとおり記載し，親権者双方が署名捺印をしてください。

(記載例)

本件について〇〇（未成年者の氏名）が弁護団へ委任することに同意します。

平成29年〇月〇日

住所 〒・・・（親権者の住所）

未成年である本人の氏名 法定代理人親権者父 △△（父親の名前）（父親の印）

未成年である本人の氏名 法定代理人親権者母 □□（母親の名前）（母親の印）

(4) 提出方法

作成した2通の委任契約書を双方とも郵送して下さい。なお，後日当弁護団事務局から，当弁護団代表弁護士の職印を押印したもの1通を返信用封筒に入

れて返送いたします。

3 訴訟委任状

(1) 訴訟委任状に住所、氏名を記載し、5通作成してください。日付は記入しないでください。

※訴訟委任状は一審のほか、上級審、強制執行手続その他当弁護団が必要と考える手続を採る際に必要となります。その都度委任状の作成をお願いしていると、一部の方の返送の遅れや記載不備等のため、手続が遅滞することが予想されますので、予め5通をご送付いただきます。

(2) 押印を、①氏名の右横と、②「訴訟委任状」の表題の上の空白部分の2ヶ所に押してください。②は捨て印です。印鑑はいずれも認印で結構です（三文判は可、シャチハタ及びゴム印不可）。

(3) 未成年者の方

未成年者が参加を申し込む場合は、以下（記載例）のとおり親権者が署名捺印してください。親権者である両親双方の署名捺印が必要です。ただし、離婚、死別等により親権者がお一人の場合は、親権者一名のみで結構です。

（記載例）

住所 〒・・・（親権者の住所）

未成年である本人の氏名 法定代理人親権者父 △△（父親の名前）（父親の印）

未成年である本人の氏名 法定代理人親権者母 □□（母親の名前）（母親の印）

(4) 法人

法人が参加を申し込む場合は、法人の住所、法人名、代表者の肩書きを付した代表者名を記入し、法人の印を押印してください。

（記載例） 住所 〒・・・（会社の住所）

氏名 ○○株式会社

代表者代表取締役×××× （会社の代表印）

4 出入金一覧表（要メール提出書類）

被害金額（損害額）を確定させるために必要な書類です。別紙「出入金一覧

表記載例」を参考に、以下の要領で作成して下さい。

(1) 「交付額 (出金額)」欄

申込金、出資金等名目のいかんを問わず、s e n e r に関して出捐 (出資・送金) した金額を全て記入して下さい。

ビットコインを送信している場合には、送信したビットコインの単位 (1 B T C など) を記載して下さい。

送金時の銀行振込手数料は含まないで下さい。

外貨送金 (入金) している場合で日本円での表記のない金額は、送金日 (入金日) の東京市場終値で円換算し、外貨を () 書きして下さい。合計額、被害額は日本円で記載して下さい。

[例 : 8, 000 (100USD, 80円/USD)]

(2) 「返金額 (入金額)」欄

配当金、償還金、コミッションフィー、ロイヤリティ、ポイント買取を行った場合の対価等、名目のいかんを問わず、s e n e r 等から返金を受け、実際に出金した (ウィズドロウした) 金員の額を全て記入して下さい。

現実に返金を受けた額のみを記載し、単に返金約束をした場合や、「会員専用ページ上は配当金として着金しているが、実際に引き出せてはいない」場合は、記載しないで下さい。

外貨で返金を受けている場合で日本円での表記のない金額は、着金日 (入金日) の東京市場終値で円換算し、外貨を () 書きして下さい。合計額、被害額は日本円で記載して下さい。

[例 : 8, 000 (100USD, 80円/USD)]

(3) 「出入金の名目」

出資金、配当金、コミッションフィーなど、出入金の名目を記載して下さい。

(4) 「送金先・仕向先情報」

ア 送金先

出資金などの送金先の金融機関名、支店、口座番号、名義人を記載してください。

手渡しで交付した場合は、その相手の名前を分かる範囲で出来る限り特定し、正確に記載してください。

ビットコインを送信した場合には、送信先のビットコインアドレスを記載して下さい。

イ 仕向先情報

配当金、コミッションフィーなどをあなたに送金してきた相手方の名義を記載してください。もし、金融機関名、支店、口座番号、相手方のビットコインアドレスもわかるようでしたら、併せて記載してください。

(5) 「証拠（通帳、領収書、振込明細票等）」欄

あなたが行った各出入金を裏付ける証拠を提出して下さい（この証拠は申込書類に同封して送付もして下さい）。

証拠としては振込明細票や振込先が記帳された通帳、あるいはビットコインを送信したことがわかる取引履歴の画面が適していますが、ない場合は、ネットバンクの取引履歴画面、振込先を指定した連絡書などでも結構です。

また、最も大切なのはあなたがお金を出捐（送金）したこと及び送金先を証する証拠ですが、事実関係を明瞭にするために、あなたがお金の返金を受け、それを実際に引き出したこと（ウィズドローしたこと）に関する証拠の提出もお願いします。

(6) 「差引損害額」欄

「交付額（送金額）」の合計から「返金額（入金額）」の合計を差し引いて、「差引損害額」を算出し、記載して下さい。損害賠償請求額及び弁護士費用を算出する基礎となりますので、検算して正確に計算してください。

なお、ビットコインによる出資が含まれている場合には、出資したビットコイン単位を、ビットコイン送信時の対日本円レートで換算し、当該金額をもとに「差引損害額」を計算して下さい（当弁護団においても検算を行いますが、

できる限り正確に換算して下さい。なお、上記4のとおり、出入金一覧表への記載は、送信したビットコインの単位（1BTCなど）を記載して下さい。

(7) メールで送信される際には、データ名を以下のとおりとして下さい。

出入金一覧表（sender、漢字氏名）

※PDFに変換せず、必ずエクセルファイルのまま送信して下さい。

5 参加申込書

(1) メールアドレス

当弁護団からの連絡は、基本的にメールまたはホームページを通じて行う予定です。メールアドレスは出来る限り丁寧にわかりやすく記入してください。当弁護団事務局が判読できない場合は、メールでのご連絡ができません。

携帯電話のメールを使用される場合には、PCからのメールを受信できるよう設定をして下さい。

メールを使用が困難な方については、重要な書類に限定して郵送させていただきます。

(2) 弁護士名での連絡

弁護士名での連絡ではご都合の悪い場合には、「弁護士名での連絡、書類送付の可否」について「否」に○をつけてください。法律事務所名の入っていない無地の封筒で関係書類を郵送し、電話を掛ける必要があるときは携帯電話にお掛けいたします。

ただし、やむをえない事情がある場合には、その他の方法で連絡をとる場合があります。また、相手方控訴、上告の際等、場合によっては、裁判所からあなたへの直接の連絡が行く場合があります。

(3) 連絡先の変更 **(要注意)**

メールアドレス、電話番号や住所等の連絡先を変更した場合には、必ず速

やかに当弁護士事務局まで報告してください。連絡が取れない場合には、やむを得ず辞任せざるを得ない場合もあります。

(4) 着手金

以下の2つの報酬体系のうち、どちらかを選択して下さい。

ア 着手金を5万4000円、成功報酬を現実に被害回復できた金額の27パーセントとする体系。

イ 着手金を被害金額の3.24パーセント+5万4000円、成功報酬を現実に被害回復できた金額の10.8%とする体系。

イについては、着手金計算式にしたがってご自身で算出された金額を記入して下さい。

追加の実費費用を徴収することはありませんが、現実に費消した実費は、現実の被害回復を得たときにはそこから控除するになります(例えば、印紙代や不動産鑑定費用などの実際に費消した費用はその都度請求することはありませんし、現実の返金ないし賠償が得られていない場合には事後に請求することもあります。現実には返金ないし賠償が得られた場合にはそこから被害者への送金額を按分計算する前に控除します。)

(5) 回収金の振り込み口座の指定

当弁護士団が被害金を回収した場合の、金員の支払先金融機関口座を記載してください。

なお、申込者ご本人名義の口座以外への送金はできません。

6 sen er 投資被害事情説明書 (要メール提出書類)

(1) 当弁護士団は、広く情報を集積し、数のメリットをいかして事件の解決に努めたいと思います。別紙「sen er 投資被害事情説明書記載例」を見ながら、「sen er 投資被害事情説明書」に記入して下さい。もちろん不可能を強いるものではありませんが、可能な限り、詳細・丁寧に回答して下さい。

なお、勧誘者等の携帯電話番号などで現在使われていないものでも、参考になることがありますので、記入して下さい。また、携帯電話の使用可能期間（契約期間）が分かる場合には、その期間も記入して下さい。

(2) 頁の右上（表紙を除く）に、氏名を記載する部分（ヘッダー）がありますので、当該部分に氏名を記載して下さい。

(3) メールで送信される際には、データ名を以下のとおりとして下さい。

s e n e r 投資被害事情説明書（漢字氏名）

※PDFに変換せず、必ずワードファイルのまま送信して下さい。

7 本件に関する証拠書類一式

(1) はじめに

s e n e rに関する申込書、パンフレット、勧誘者等とのLINEのトーク履歴、動画データ、関係者の名刺など、**上記6「s e n e r投資被害事情説明書」に記載された事項を裏付ける資料すべてをお送り下さい。**申込書、勧誘パンフレット、会社等からの手紙、メール・ファックス等、およそ関係する資料はすべてお送りください。封筒なども証拠になり得ますので、送付して下さい。

なお、本件では、証拠書類の形式として、紙媒体のものとデータ形式のもの双方が存在するものと思われます。そこで、以下それぞれの形式について、提出要領を記載します。

(2) 紙媒体の証拠の提出方法

上記6「s e n e r投資被害事情説明書 第3」の表の「質問」に対する「回答」を裏付けるものについては、**当該表に対応する出入金一覧表の出入金番号と質問番号を、「出入金番号、質問番号」の順で紙媒体の右上に鉛筆で記載した上**、申込書類一式と同送して下さい（水性ペン、油性ペンは使わ

ないで下さい)。

(記載例)

出入金番号が1，質問番号が5の場合→1，5

「s e n e r 投資被害事情説明書 第3」の表の「質問」に対する「回答」に関連しない紙媒体については，そのまま何も書き加えず，申込書類一式と同送して下さい。

(3) データ形式の証拠の提出方法

ア データ形式で保存されている証拠としては，勧誘者の動画データ，録音データ，勧誘の際に配布されたPDFファイル，LINEのトーク履歴のテキストファイル（拡張子が.txtのもの）などが考えられます。

これらデータのうち，上記6「s e n e r 投資被害事情説明書 第3」の表の「質問」に対する「回答」を裏付けるものについては，当該表に対応する出入金一覧表の出入金番号と質問番号を，「出入金番号，質問番号，漢字氏名」の順でデータの題名に記載して下さい。

(記載例)

出入金番号が1，質問番号が5の場合→1，5，甲野花子

「s e n e r 投資被害事情説明書 第3」の表の「質問」に対する「回答」に関連しないデータについては，当該データの内容を，あなたの漢字氏名とともに簡潔に題名に記載した上で，申込書類一式と同送して下さい。

(記載例)

●月●日の○○の勧誘の際の録音データ，乙田次郎

イ データの提出方法については、原則として、申込書類③及び⑤をメール送信される際、当該メールと一緒に添付して送信して下さい（複数回にわけてデータを添付したメールを送信するといったことはしないで下さい）。

一度のメール送信で送付できないほどデータの総容量が大きい場合には、提出する予定のデータ全てをUSBメモリに保存し、同USBメモリを申込書類一式と同送して下さい。なお、USBメモリの返還は行いません。

(4) 「LINE」のトーク履歴の保存方法

お持ちのスマートフォンにおいてLINEのトーク履歴をテキストファイル形式で保存する方法については、以下を参照してください（必ずしも以下記載の方法によらなくても構いません）。

ア iPhoneの場合

- トークルーム右上の「V」をタップ
- 「設定」アイコンをタップ
- 「トーク履歴を送信」をタップ
- いずれかのアプリケーションに保存

イ アンドロイドの場合

- トークルーム右上の「V」をタップ
- 「トーク設定」アイコンをタップ
- 「トーク履歴をバックアップ」をタップ
- 「テキストでバックアップ」を選択
- いずれかのアプリケーションに保存

8 被害金額を証明する資料

上記4記載のとおり、あなたが行ったsenderに関する出入金を裏付ける証拠書類一式を送付してください。原則として原本が必要ですが、預金通帳は原本ではなく、写しをお送りください。写しは、①入出金が分かる頁のほかに、②預金通帳の表紙と③裏紙の裏の頁（支店、口座番号、名義等が記載されている頁）も必要です。

その他の書類について、原本がない場合には、写しを送付していただければ結構です。

インターネット上の画面などのデータをお持ちの場合には、当該画面の画像データを提出して下さい（データの提出方法は、上記7を参照して下さい）。

9 身分証明書写し

現住所、申込者ご本人の正式な氏名及び生年月日が記載されている身分証明書の写しを送付してください。

送付していただく身分証明書としては、可能であれば運転免許証が望ましいですが、運転免許証をお持ちでない場合には、3ヶ月以内に取得した住民票、外国人登録事項証明書、保険証のいずれかの1つの写しを送付して下さい。裏面に記載がある場合、裏面のコピーも併せて送付してください。

なお、マイナンバーが記載されている書類の送付は受け付けられません。

10 （申込者が未成年者の場合のみ）戸籍謄本

参加申込者が未成年者の場合、未成年者ご自身の戸籍謄本を1通同封してください。

11 （申込者が法人の場合のみ）商業登記簿謄本

参加申込者が法人の場合、作成日が1ヶ月以内の商業登記簿謄本を1通同封してください。

12 返信用封筒（82円切手を貼付したもの）

提出いただいた委任契約書2通のうち1通について、後日当弁護士事務所から、当弁護士代表弁護士の職印を押印し、返送するためのものです。

13 申込手続チェックリスト

すべての書類に不備がないか、チェックリストに従って最終チェックを行い、チェックを記載したチェックリストを同封して送付してください。

第3 着手金のお支払い方法

送付していただいた申込書類一式を当弁護士団において精査した上、弁護士団への

参加の受け付けが可能である方については、当弁護士事務局よりメールにて、弁護士団への参加を受け付ける旨及び当初お振り込みいただく着手金額を連絡いたします。

当弁護士事務局からのメールを確認されましたら、同メール記載の着手金相当額を下記銀行口座にお振り込み下さい。

なお、着手金は原則として返金できませんので、送金前によくご検討ください。

また、申込者ご本人名義以外の名義での振込では、当該振込が申込者ご本人からのものとの確認ができませんので、必ず申込者ご本人の名義でお振り込みください。

記

銀行：みずほ銀行 虎ノ門支店 普通預金

口座番号：2849249

名義人：弁護士荒井哲朗預り口（ベンゴシアライテツロウアズカリグチ）

以上